

運転者職場環境良好度認証制度 “働きやすい職場認証制度”

認証項目
一つ星新規

一般財団法人 日本海事協会

27の必須項目

A 法令順守等

B 労働時間・休日

C 心身の健康

D 安心・安定

E 多様な人材の確保・育成



一つ星の合否には関係しない

参考項目

(将来の制度拡充の観点から実施する項目)

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
1	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。	法人全体で判定	
2	労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。	法人全体で判定	
3	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。	法人全体で判定	
4	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が 20 点を超えていない。	法人全体で判定	

通 し 番 号	認 証 項 目	判 定 対 象 及 び 点 数	
		営 業 所 の 全 て が 該 当	営 業 所 の 一 部 が 該 当
5	就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	認証申請の対象となる 全ての営業所	
6	36 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	認証申請の対象となる 全ての営業所	
7	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。	認証申請の対象となる 全ての営業所	
8	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。	法人全体で判定	
9	本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。	法人全体で判定	

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
10	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超えていない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。	認証申請の対象となる全ての営業所	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。		
	①労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	2点	—
	②労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	2点	1点
	③労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している、又は定めている。	2点	1点
	④労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、又は定めている。	2点	1点

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
11	労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。		
	⑤フルタイムの運転者の年間の休日数は平均 105 日以上(※注)である。 (計画でも可) ※注: 年次有給休暇を除く(年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均 105 日 以上)	2点	1点
	⑥フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制(※注)を採用している。 ※注: 1 年を通して、毎週 2 日の休日がある。	2点	1点
	⑦労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。	2点	—
	⑧全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。	2点	—

B 労働時間・休日

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。		
	⑨特別有給休暇制度(例: 慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等)がある。	2点	—
	⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	2点	1点
	⑪デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	2点	1点
	⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項: 対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	2点	—
	⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している。(自由記述欄に取り組みを記述)	2点	—

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
12	運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	認証申請の対象となる全ての営業所	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
13	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。	認証申請の対象となる 全ての営業所	
14	認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる 全ての営業所	
15	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	認証申請の対象となる 全ての営業所	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
16	心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。		
	①法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。	2点	1点
	②運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している(自由記述欄に導入している機器を記述)。	2点	1点
	③従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	2点	1点
	④管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。	2点	1点
	⑤パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。	2点	1点
	⑥その他、上記項目に該当しない心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。	2点	1点

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
17	認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
18	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。	認証申請の対象となる全ての営業所	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
19	運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。		
	①労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	2点	1点
	②病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	2点	1点
	③退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。	2点	1点
	④定年廃止、定年延長又は再雇用により、65 歳を超えても働ける制度がある。	2点	1点
	⑤採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も 1 年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	2点	1点
	⑥その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。	2点	1点

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
20	交通事故が発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※労働基準法第 16 条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
21	認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
22	最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
23	歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の 6 割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度を採用していない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
24	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	

D 安心・安定 (タクシーのみ)

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
25	労働基準監督署から累進歩合制度(※注)の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注: 歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。	認証申請の対象となる全ての営業所	
26	名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料 ・障害者割引に係る割引額	認証申請の対象となる全ての営業所	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
27	多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。		
	①運転免許の取得支援制度を設けている。	2点	1点
	② ①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記述）。 【例. 運行管理者、フォークリフト、クレーン等】	2点	1点
	女性運転手が働きやすい環境がある。		
	③常時選任する女性運転者がいる。	2点	1点
	④営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。	2点	1点

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
27	運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。		
	⑤運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】	2点	1点
	⑥運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】	2点	1点
	⑦運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	2点	1点
	⑧その他、①～⑦に該当しない多様な人材の確保・育成のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	2点	1点

ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を
記載頂ければ個別に回答させていただきます。

また、一般的なご質問については、
ホームページの「よくあるご質問(FAQ)」をご覧ください。



URL: <https://www.untenshashokuba.jp>

担当: ClassNK 交通物流部

